

山形大学医学部図書館学外者の利用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第2条第2項に基づき、山形大学医学部図書館（以下「図書館」という。）の学外者の利用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で「学外者」とは、本学の教職員及び学生以外の者をいう。

(利用手続)

第3条 学外者は、利用に先立ち「医学部図書館利用申込書」を提出しなければならない。

(図書館の利用)

第4条 学外者の図書館利用は、開館時間内に、次に掲げるサービスを利用することができる。

- (1) 館内に配架されている資料の館内閲覧
- (2) 館内に配架されている資料のセルフコピーによる文献複写
- (3) 参考調査
- (4) その他館長が必要と認めた事項

(館外貸出)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合は資料の館外貸出を利用することができる。

- (1) 県内在住の者又は県内へ通勤通学する者で、身分証明書（運転免許証・健康保険証・学生証など）で氏名・住所などの確認ができる者
 - (2) 本学の名誉教授
- 2 館外貸出を利用しようとする者は、「図書館利用証交付願」を提出し、図書館利用証の交付を受けなければならない。
- 3 図書館利用証の有効期限は1年間とする。
- 4 館外貸出の冊数は3冊まで、期間は2週間以内とする。ただし、学生用図書に限り期間は1週間以内とする。

(規定の遵守)

第6条 学外者は、図書館の利用に関し、この規程に定めるものほか利用規程および館長の指示する事項を守らなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月18日から施行する。